\bigcirc 玉 土 交 通 省 令 第 六 + 五 号

第 す き 事 る 資 判 項 項 源 を 断 \mathcal{O} \mathcal{O} 定 規 有 \mathcal{O} 基 \Diamond 定 効 潍 る 12 な لح 省 基 利 な 令 づ 用 き、 る 及 \mathcal{O} べ 75 促 き 建 建 進 設 設 事 12 項 業 業 関 を す に 12 定 属 属 る 8 す す 法 る 律 る る 省 事 事 業 業 亚 令 を を \mathcal{O} 成 行 行 部 う 年 う 者 者 を 法 改 \mathcal{O} \mathcal{O} 律 正 指 再 第 す 定 兀 生 る 副 資 + 省 八 産 源 号) 令 物 \mathcal{O} を に 利 次 係 第 用 \mathcal{O} る に 十 ょ 再 関 五 う 生 す 条 資 に 第 る 定 源 判 \Diamond 断 項 \mathcal{O} る 利 及 \mathcal{O} 用 基 び 第 準 \mathcal{O} لح 促 + な 進 に る 兀 関 ベ 条

令 和 兀 年 九 月 日

国 土 交 通 大 臣 斉 藤 鉄 夫

令 建 設 及 業 U 建 に 設 属 業 す に る 事 属 業 す を る 行 事 業 う 者 を 行 \mathcal{O} 再 う 者 生 資 \mathcal{O} 指 源 定 \mathcal{O} 利 副 用 産 物 に 関 12 す 係 る る 判 再 生 断 資 \mathcal{O} 基 源 準 \mathcal{O} 利 لح な 用 る \mathcal{O} べ 促 進 き に 事 関 項 す を る 定 8 判 る 断 \mathcal{O} 省

基 準 لح な る ベ き 事 項 を 定 \Diamond る 省 令 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令

建 設 業 12 属 す る 事 業 を 行 う 者 \mathcal{O} 再 生 資 源 \mathcal{O} 利 用 12 関 す る 判 断 \mathcal{O} 基 準 と な る べ き 事 項 を 定 \Diamond る 省 令

\mathcal{O} 部 改 正

第 省 令 条 平 建 設 成 業 \equiv 年 に 建 属 設 す 省 る 令 事 業 第 + を 行 九 号) う 者 \mathcal{O} \mathcal{O} 再 生 部 資 を 次 源 \mathcal{O} \mathcal{O} 利 ょ 用 に に 改 関 正 す す る る 判 断 \mathcal{O} 基 準 لح な る ベ き 事 項 を 定 \Diamond る

う

る 規 次 定 \mathcal{O} \mathcal{O} 表 傍 に 線 ょ を り 付 改 L た 正 部 前 分 欄 \mathcal{O} に ょ 掲 う げ 12 る 改 規 \Diamond 定 \mathcal{O} 傍 改 正 線 前 を 欄 付 及 L び た 改 部 正 分 を 後 欄 ک 12 れ 12 対 応 順 次 L て 対 掲 応 げ す る る そ 改 \mathcal{O} 正 標 後 記 欄 部 に 掲 分 12 げ

するもの 定を改正 重 一傍線 後欄 を掲げてい を付した規定(以下この条に に 掲 げ ない る対象規定として移動 ŧ 0 は、 これを加える。 お いて「対 改 正 象規定」という。)は、 一後欄 に 掲げる対象 規定 で改 改 正 Ī 前 前 欄 欄 に 掲げる対象規 にこ れ に 対

応

	o 海	ე n 生
3 (略) (略) (中スファルト・コンクリート塊を再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物以及 建設工事事業者は、建設工事の施工又は完成後の工作物の安全及び (アスファルト・コンクリート塊を再生骨材等及が再生加熱アスファルト・スファル (アスファルト・コンクリート塊の利用)	3 (略)	安めるものとする。 改正を行うものとする。 は、建設発生土の利用) は、建設発生土の利用) ではようないで自ら建設工事を請け負った建設工事事業者(以下「元請建定よらないで自ら建設工事を請け負った建設工事事業者及び請負契約を含む。以下同じ。)の安全及び機能に支障が生じないよう、適切な施工を行うものとする。 によらないで自ら建設工事を施工する建設工事事業者(以下「元請建定よらないで自ら建設工事を施工する建設工事事業者及び請負契約を対した。 では、建設発生土の利用に係る必要な情報の収集又は提供にかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に対して、あらり、は、建設発生土の利用に当たって、あらいと対象がである。 という。)は、建設発生土の利用に当たって、あらいじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に対して、あらいとする。
3 (略) (略) (アスファルト・コンクリート塊の利用)	3 (略)	の機能に支障が生じないよう、適切な施工を物を含む。以下同じ。)の機能に支障が生じないよう、適切な施工を物を含む。以下同じ。)の機能に支障が生じないよう、適切な施工を行うものとする。 (建設発生土の利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるもの発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

(再生資源利用計画

第八条 のとする。 者に当該再生資源利用計画を提出するとともにその内容を説明するも た建設工 資材を搬入する建設工事を施工する場合において、 利用計画を作成するものとし 元請建設工事事業者等は、 事事業者は、 当該再生資源利用計画の作成後速やかに、 次の各号のいずれかに該当する建設 発注者から直接建設工事を請け負っ あらかじめ再生資 発注

体積が五百立方メートル以上である土砂

(略)

再生資源利用計画には、 ては、発注者及び元請建設工事事業者等)の商号、 元請建設工事事業者等(発注者から直接請け負った建設工事にあ 第九条の規定により工事現場に置く責任者の氏名 次に掲げる事項を記載するものとする。 名称又は氏名 2

(略)

略)

到四三二 る場合にあっては、建設工事の名称)及び所在地 再生資源の種類ごとの搬入元の名称(搬入元が他の工事現場であ

ける建設資材の利用量に対する再生資源の利用量の割合をいう。) 前項各号に掲げる建設資材ごとの再生資源利用率(工事現場にお

八 再生資源利用計画の作成日又は変更日

3 発注者に速やかに報告するものとする。 から直接建設工事を請け負った建設工事事業者は、その変更の内容を じたときは、 元請建設工事事業者等は、前項各号に掲げる事項について変更が生 前各号に掲げるもののほか再生資源の利用に関する事項 速やかに再生資源利用計画を変更するものとし、発注者

4利用により公表するよう努めるものとする。 法により公衆の閲覧に供するものとするとともに、 該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方 場所に掲げ、 元請建設工事事業者等は、再生資源利用計画を工事現場の見やすい 又は再生資源利用計画の内容を記録した電磁的記録を当 インターネットの

(再生資源利用計画の作成等)

第八条 号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事を施工する場合にお あらかじめ再生資源利用計画を作成するものとする。 発注者から直接建設工事を請負った建設工事事業者は、 次の各

体積が千立方メートル以上である土砂

二 三 (略)

再生資源利用計画には 次に掲げる事項を定めるものとする。

(新設)

(新設)

(略)

(新設)

(新設)

(新設)

前二号に掲げるもののほか再生資源の利用に関する事項

(新設)

(新設)

により、管理体制を整備するものとする。の利用に関する事務を適切に行うため、工事現場に責任者を置くこと第九条 元請建設工事事業者等は、再生資源利用計画の作成等再生資源(管理体制の整備)	の完成後五年間保存するものとする。再生資源利用計画及びその実施状況の記録には、虚偽の記載をして注者に報告するものとする。	5 元請建設工事事業者等は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利=
理体制の整備を行うものとする。 に関する事務を適切に行うため、工事現場において責任者を置く等管第九条 建設工事事業者は、再生資源利用計画の作成等再生資源の利用(管理体制の整備)	いて、当該建設工事の完成後一年間保存するものとする。 (新設) (新設) の実施状況を記録するものとする。	3 建設工事事業者は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用計画

建 設 業 に 属 す る 事 業 を 行 う 者 \mathcal{O} 指 定 副 産 物 に 係 る 再 生 資 源 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る 判 断 \mathcal{O} 基 準 لح な

るべき事項を定める省令の一部改正)

第二 条 建 設 業 に 属 す る 事 業 を 行 う 者 \mathcal{O} 指 定 副 産 物 に 係 る 再 生 資 源 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 促 進 12 関 す る 判 断 \mathcal{O} 基 準

とな る べ き事 項 を 定 \Diamond る 省 令 平 成三 年 建 設 省 令 第二 + 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

に 掲 る \mathcal{O} げ 規 重 次 は れ 当 る 傍 定 \mathcal{O} 表 に 該 線 対 \mathcal{O} 対 象 傍 に 対 を 応 規 象 付 線 ょ り、 す 定 規 L を る を 定 た 付 t を 規 改 改 L 改 定 正 \mathcal{O} た 正 を 部 後 正 前 掲 欄 後 以 分 欄 下 げ 欄 \mathcal{O} に に 掲 ک ょ 7 に 掲 う 掲 \mathcal{O} げ げ 11 げ 条 な る 12 る 1 対 る 改 規 に 定 4 象 ŧ お \Diamond 規 1 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} は 定 改 傍 \mathcal{O} 7 と ょ 正 線 これ う 対 を L 前 7 に 象 欄 付 を 改 移 規 及 L 加 め、 定 た 動 び え 改 部 L る。 と そ 正 分 改 **(**) 後 を \mathcal{O} う。 標 欄 ک 正 後 記 12 れ 欄 部 対 に に 順 分 は、 応 掲 が L 次 げ 異 そ 7 対 る な 掲 応 \mathcal{O} 標 げ す 対 る 象 る ŧ 記 る 規 \mathcal{O} 部 そ 改 定 分 は \mathcal{O} 正 で 改 標 後 が 欄 改 正 同 記 前 正 部 に 前 分 掲 欄 \mathcal{O} げ 欄 に ŧ 12

- 6 -

するよう努めるものとする。	提供を行うことにより、他の建設工事での利用を促進するものと 場合において、第一号に掲げる情報の収集又は第二号に掲げる情 以工事事業者等」という。)は、建設発生土を工事現場から搬出 民よらないで自ら建設工事を施工する建設工事事業者(以下「元 民よらないで自ら建設工事を施工する建設工事事業者(以下「元 の発注者から直接建設工事を請け負った建設工事事業者及び請負 第	ものとする。	(略)	のとする。	改正後
う努めるものとする。	設工事での利用を促進するものとする。情報の収集又は第二号に掲げる情報の提供を行うことにより、他の建「工事現場」という。)から搬出する場合において、第一号に掲げる四条(建設工事事業者は、建設発生土を建設工事に係る事業場(以下(建設発生土の利用の促進)	設)	(略)	る再生資源の利用を促進するものとする。 施設の活用を図ること等により、建設工事等における指定副産物に係施工する場所の状況、再資源化施設の立地状況等を勘案し、再資源化資源の利用の促進に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を三条 建設工事事業者は、請負契約の内容及び指定副産物に係る再生(指定副産物に係る再生資源の利用の促進の原則)	改 正 前

第七条 3 2 七十 兀 二二 五. 容を発注者に速やかに報告するものとする。 注者から直接建設工事を請け負った建設工事事業者は、 じたときは、 ともにその内容を説明するものとする。 0 建設工事を請け負った建設工事事業者は、 らかじめ再生資源利用促進計画を作成するものとし、 副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合において、あ (再生資源利用促進計 再生資源利用促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする ある場合にあっては、建設工事の名称)及び所在地 っては、発注者及び元請建設工事事業者等)の商号、 作成後速やかに、 元請建設工事事業者等は、前項各号に掲げる事項について変更が生 進に関する事項 合をいう。) 該工事現場からの搬出量のうち再生資源としての利用量の合計 指定副産物の発生量に対する当該工事現場内における利用量及び当 施設又は他の工事現場等への搬出量 ては、発注者及び元請建設工事事業者等)の商号、名称又は氏名元請建設工事事業者等(発注者から直接請け負った建設工事にあ 体積が五百立方メートル以上である建設発生土 指定副産物の種類ごとの搬出先の名称(搬出先が他の工事現場で 前各号に掲げるもののほか指定副産物に係る再生資源の利用 指定副産物の種類ごとの再生資源利用促進率(工事現場における 指定副産物の種類ごとの工事現場内における利用量及び再資源化 第八条の規定により工事現場に置く責任者の氏名 再生資源利用促進計画の作成日又は変更日 略) 元請建設工事事業者等は、次の各号のいずれかに該当する指定 選建設工事を請け負った建設工事事業者は、その変更の内速やかに再生資源利用促進計画を変更するものとし、発 発注者に当該再生資源利用促進計画を提出すると 画の作成等) 当該再生資源利用促進計画 発注者から直接 の促 の割 (新設) 2 第七条 (新設) とする。 する場合において、 号の一に該当する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工 (新設) (新設) 再生資源利用促進計画には、 (再生資源利用促進計画の作成等) 出量 進に関する事項 (略) 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等 前二号に掲げるも 指定副産物の種類ごとの搬出量 体積が千立方メートル以上である建設発生土 発注者から直接建設工事を請負った建設工事事業者は、 あらかじめ再生資源利用促進計画を作成するもの のの ほ か指定副 次に掲げる事項を定めるものとする。 産物に係る再生資源の利用 次の各 の搬 の促

第	7 6 5 4
。	元請建設工事事業者等は、再生資源利用促進計画及びその実施状況 元請建設工事事業者等は、再生資源利用促進計画及びその実施状況をきは、当該実施状況を記録するものとし、発注者から請求があったときは、当該実施状況を記録するものとし、発注者から請求があったときは、当該実施状況を記録するものとし、発注者から請求があったときは、当該実施状況を記録するものとし、発注者から請求があったときは、当該実施状況を記録するものとし、発注者から請求があったとさは、当該実施状況を記録するものとし、発注者から請求があったとさは、当該実施状況を記録するものとし、発注者から請求があったとさは、当該実施状況を記録するものとする。 一元請建設工事事業者等は、再生資源利用促進計画を工事現場の見や元請建設工事事業者等は、再生資源利用促進計画を工事現場の見や元請建設工事事業者等は、再生資源利用促進計画を工事現場の見や元請建設工事事業者等は、再生資源利用促進計画を工事現場の見や元請建設工事事業者等は、再生資源利用促進計画を工事現場の見や元請建設工事事業者等は、再生資源利用促進計画を工事現場の見や元請建設工事事業者等は、再生資源利用促進計画を工事現場の見や元請建設工事事業者等は、再生資源利用促進計画を工事現場の見や元請建設工事事業者等は、再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録に対した。
場において責任者を置く等管理体制の整備を行うものとする。に係る再生資源の利用の促進に関する事務を適切に行うため、工事現第八条 建設工事事業者は、再生資源利用促進計画の作成等指定副産物(管理体制の整備)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

施 行 期 日 則

(施行期日)

1

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 とな 第 る べ 条 き事 \mathcal{O} 規 定 項 を 12 定 ょ \Diamond る る 改 省 正 後 令 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 建 定 設 業 及 \mathcal{U} に 第 属 す 条 る 事 \mathcal{O} 規 業 定 を に 行 ょ う 者 る 改 \mathcal{O} 再 正 後 生 資 \bigcirc 建 源 設 \mathcal{O} 業 利 に 用 に 属 関 す る す 事 る 業 判 を 断 行 \mathcal{O} う 基 者 準

 \mathcal{O} 指 定 副 産 物 に 係 る 再 生 資 源 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る 判 断 \mathcal{O} 基 準 کے な る ベ き 事 項 を 定 \Diamond る 省 令 \bigcirc 規 定

は \mathcal{O} 省 令 \mathcal{O} 施 行 \bigcirc 日 以 後 に 新 た に 請 負 契 約 を 締 結 す る 建 設 工 事 に 係 る 建 設 工 事 事 業 者 に 0 1 7

適 用 同 日 前 に 請 負 契 約 を 締 結 L た 建 設 工 事 に 係 る 建 設 工 事 事 業 者 に 0 1 て は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に

よる。